

原議保存期間	5年(令和12年3月31日まで)
--------	------------------

佐 本 地 発 第 4 2 号
 令 和 7 年 3 月 1 1 日

各 部 長
 各 参 事 官 殿
 各 所 属 長

有 効	令和12年3月31日まで
指導係	

佐 賀 県 警 察 本 部 長

職務質問技能伝承の更なる推進について（通達）

県下の犯罪情勢については、刑法犯認知件数が令和3年に戦後最少を迎えたものの、それ以降3年連続で前年比増となり、また、SNS等で実行犯を募集して強盗や詐欺などの犯罪に加担させる「匿名・流動型犯罪グループ」が治安上の新たな脅威となるなど、厳しい状況にあると認められる。

一方、地域警察部門においては若手警察官の占める割合が高く、これら若手警察官の早期育成・戦力化には、とりわけ、凶悪事件等の未然防止及び検挙に資する手段となる職務質問技能の伝承が重要な課題であるため、これまで、「職務質問技能指導員等の運用について（例規通達）」（令和2年3月17日付け佐本地発第55号）及び「職務質問技能伝承の更なる推進について（通達）」（令和2年3月17日付け、佐本地発第53号。以下「旧通達」という。）に基づき、地域警察官の職務質問技能の伝承（以下「職務質問技能伝承」という。）に取り組んできたところであるが、こうした取組みを引き続き強力に推進していく必要がある。

よって、関係所属にあつては、指導体制等の現状と課題を確認した上で、下記事項の再徹底を図り、職務質問技能伝承の更なる推進に努められたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 推進事項

地域警察官全体の職務質問技能の向上を図ることを目的に、次に掲げる取組を重点として推進すること。

(1) 職務質問技能指導班の体制確保

地域警察官の職務質問技能伝承を効率的かつ効果的に推進するため、生活安全部地域課（以下「本部地域課」という。）に設置している指導班は、広域技能指導

官及び技能指導官（以下「技能指導官等」という。技能指導官等の指定がない場合は、技能指導員でも可とする。）を核として、職務質問技能指導者のほか、指導係員等で編成し、できる限り専従で行う指導体制の確保に努めること。

(2) 体系的かつ段階的な職務質問技能伝承体制の構築等

職務質問技能指導者及び同候補者の職務質問技能伝承の能力、部下を指揮監督する能力及び実務能力に応じて、職務質問技能指導者育成システム（別紙1参照）を効果的に活用するなど、積極的に職務質問技能指導者の育成に取り組み、体系的かつ段階的に職務質問技能伝承が行える体制（別紙2参照）の拡充整備等を効果的に推進すること。

(3) 職務質問技能指導者の人事管理及び業務管理の徹底

ア 地域警察官の職務質問技能伝承が効率的かつ効果的に行えるよう、本部地域課及び職務質問技能指導者が配置された警察署は、職務質問技能指導者の名簿を備え付け、活動実態等の把握及び必要な指導を行うとともに、職務質問技能指導者として一定の期間、地域警察官の職務質問技能伝承が行えるポストに配置して運用するなど、人事管理及び業務管理の徹底を図ること。

イ 職務質問技能は、将来にわたり伝承されていくべきものであることに鑑み、人事異動等を考慮し、予め幅広く、将来職務質問技能指導者となり得る候補者を選定し、関係部門との連携・調整を図りながら計画的な育成を図ること。

(4) 指導対象者のニーズ等に応じた効果的な指導教養の実施

ア 職務質問技能伝承に当たっては、県下の地域性や犯罪情勢等を考慮した技能伝承指針を策定するとともに、講義等により効率的に職務質問技能伝承を行う集合教養、ロールプレイング方式による実戦的指導及び実際の職務質問現場における実戦指導について、指導対象者のニーズ、経験及び技能に応じた指導教養を行うほか、各種指導教養の効果について分析・検証を行うなど、効果的な職務質問技能伝承に向けた取組に留意すること。

イ 実戦的な教養に際しては、各捜査部門のノウハウを理解させるため、職務質問技能指導者だけで行うのではなく、人材育成を担当する警務部門及び各捜査部門と連携したロールプレイング方式の指導を行うなど、指導対象者の現場執行力向上に繋がる効果的な指導教養を実施すること。

(5) 教養資機材の活用

効率的な職務質問技能伝承を行うため、職務質問の意義や法的根拠はもちろんのこと、職務質問技能指導者の経験・知識、時宜を捉えた失敗事例、職務質問のポイント等を内容とし、受講者が職務質問を実践する上で活用が容易な教養資機材の作成・活用に努めること。

【職務質問技能伝承イメージ図】

